



南区おおはし子どもプラザ  
一時預かり室 利用規約

---

南区おおはし子どもプラザ

こうらん子どもプラザ共同事業体

(学校法人 山内学園 香蘭女子短期大学)  
(社会福祉法人 香蘭育成会 しおぼる保育園)

令和6年2月 制定

## 南区おおはし子どもプラザ 一時預かり室 利用規約

- **施設概要** 名称：南区おおはし子どもプラザ 一時預かり室  
住所：福岡市南区塩原 2-8-2（南市民センター1階）  
電話：092-403-0300
- **利用対象** 福岡市に居住する、生後6ヶ月から小学校就学前の乳幼児  
（病児及び病気回復期の乳幼児は除く）  
ただし、当日、空きがある場合は、市外居住者の方もご利用できます。
- **利用時間** 午前9時～午後6時（最初の1時間は固定、以後30分区切りでの利用）
- **休館日** 毎週月曜日（休日の場合は翌平日） 年末年始（12月28日～1月3日）
- **利用定員** 10名（電話での事前申し込みができます）  
※初めて利用される方は事前に利用登録が必要です。  
※予約状況によりお預かりできない場合もございます。

- **利用料金**

生後6ヶ月から3歳未満児	600円（300円）/一人につき1時間あたり
3歳以上児	500円（250円）/一人につき1時間あたり

※利用する年度の4月1日時点の満年齢です。

※30分単位の利用料金は、上記金額の5割相当額となります。

※（ ）内は、市内居住者であって生活保護世帯または市民税非課税世帯の料金です。

適用には提出が必要な書類がありますので、6ページをご確認ください。

※利用時間に基づき利用料金を計算します。利用時間の考え方は3ページをご確認ください。

- **利用登録** 当施設の一時預かり室を初めて利用される方は、事前の利用登録が必要です。

(1) **必要書類**

※ ③及び④の書類については、利用登録の際に必ずお持ちください。

以下の書類が不足した場合は、利用できない場合があります。

① **【一時預かり室利用登録申請書】**（様式あり）

・利用を希望されるすべてのお子様について登録が必要です。

② **個人調査票**（面談の際に記入していただきます）

・お子さまをお預かりさせていただくにあたり、必要な情報をお尋ねします。

③ **児童の健康保険証または、医療証**（子ども医療証など）

④ **保護者の確認ができる書類**

（健康保険証、自動車運転免許証など、身分を証明する書類をご提示ください）

**送迎される方が分かる書類**

・責任をもってお子さまをお預かりし、お引渡しする必要があるためお子さまを送迎される方（予定者を含む）全員の登録をお願いしています。

・送迎される方（予定者を含む）全員の生年月日の確認、及び写真（本人確認ができる写真）の添付をお願いしていますので、利用登録の際にご準備ください。

※登録されていない方が送迎される場合は、原則としてお子さまのお預かり、お引渡しができませんので予めご了承ください。

(2) **事前の説明及び面談**

◎説明後、必要書類提出時に面談をいたしますので、提出時（登録時）はお子さまと一緒にご来館ください。

◎複数のお子さまをお預かりする施設であるため、お子さまの状況によってはご利用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

## ● 利用申込（申請）

### (1) 利用申込の方法

- ◎電話または、プラザ受付で、利用希望日の申し込みを受け付けています。  
ただし、利用申込の人数が定員を上回る場合はお断りする場合があります。

**【電話】092-403-0300**

- ◎利用時間は最初の1時間は固定、その後30分区切りでの利用となります。

(例：10：00～11：00を予約時間とした場合)

- ※区切りの途中からの利用の場合、直前の00分又は、30分からの利用開始とみなします。区切りの途中までの利用の場合、直後の00分又は30分までを終了時間とみなします。時間はプラザ受付の時計を基準とします。

- ◎同じ月に14回まで利用できます。(利用制限)

### (2) 利用申込の受付期間

- ◎福岡市内にお住まいの方は、利用希望日の1ヶ月前の月の初日（その日が休館日の場合はその翌日）から利用日の前日（その日が休館日の場合はその前日）18時までの事前申込ができます。
- ◎利用希望日の当日であっても空きがあれば利用ができますので、ご希望の際はお問い合わせください。(当日空きがある時は、市外在住の方も利用することができます。(事前登録済みの方))

#### (注) 利用を延長する場合

一時預かり室利用中に、やむを得ず、すでに許可を受けた利用時間（利用申込した時間）を延長する必要がある場合は、必ず事前に連絡（電話でも可）をしてください。

※事前の利用申し込み状況によっては継続利用ができない場合がありますので、予めご了承ください。

※事前に連絡がない場合は、施設の管理運営に支障をきたします。次回から一時預かり室の利用をお断りする場合があります。

## ● 利用の取りやめ（キャンセル）

- ◎事前に利用申込を行った利用時間について、利用しない場合は、電話またはプラザ一時預かり室にてお早めに利用の取りやめ（キャンセル）をしてください。

#### (注) 事前に利用の取りやめ（キャンセル）の連絡がない場合

- 他の利用者にご迷惑をおかけするなど、施設の管理運営に支障をきたします。次回から一時預かり室の利用をお断りする場合があります。

## ● お預かり当日

当日お預かりするための手続きや、お子さまの健康状態の確認・荷物類のお預かりなどがありますので、5分程時間を要します。受付開始時間は次のとおりです。

- ・利用時間の5分前からの受付を行います。

ただし、利用時間が9時からの場合は、9時から受付を行います。

### ① 当日の受付（利用申込の確認）

- ◎受付でお名前をお伝えください。利用申込の確認を行います。

### ② 体調などの確認（健康観察票）

◎当日お預かりするための手続き（健康観察票の記入、確認）や、お子さまの健康状態の確認を行います。来館時にお子さまの検温をお願いします。

※熱が37.5℃以上の場合は、お預かりできませんのでご了承ください。

### ③ 利用料金の支払い

- ◎利用料金は前納となります。お支払いは、利用当日の受付時に現金でお支払いをお願いします。

◎利用を延長する場合は、お迎え時に追加分の利用料金をお支払いください。

※時間はプラザ内受付の時計を基準とします。

● 利用当日持ってきていただく物（下表を参考に準備してください）

(1) 必ず持参いただく物

利用者カード、飲み物、着替え

(2) 利用中に食事（授乳含む）を希望される場合に持参いただく物

食事（お弁当、ミルク（1回分ずつ）、おやつ、哺乳ビンなど調乳に必要な用具一式）、口拭きタオル、食事用エプロン ※（注）

※一時預かり室では、持参いただいた食事の提供のみを行います。

(3) その他必要に応じて持参する物

おむつ（利用時間に必要と思われる枚数＋予備数枚）、おしりふき

※ご家庭からのおもちゃの持ち込みはご遠慮ください。

※持ち物にはご記名をお願いします。

※オムツやおやつ（お菓子）、飲み物などが不足した場合、利用者の同意を得たうえで追加で提供します。不足分については実費徴収させていただきます。



## 利用当日に持ってくるもの



お子さまに関するもの	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用当日の健康観察票（A4サイズ）	●	●	●	●	●	●
飲み物（コップ付き水筒など）	●	●	●	●	●	●
昼食（お弁当、ミルク、おやつなど） ※利用時間帯により必要 ☆必要な回数分の哺乳ビンと粉ミルク（1回分ずつに分けて）	☆●	●	●	●	●	●
手拭きタオル		1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
口拭きハンドタオル	1枚	1枚				
食事用エプロン	1～2枚	1～2枚	△			
紙オムツ・紙パンツ	5枚	5枚	3枚	△		
パンツ、ズボン、肌着、上着	2枚	2枚	2枚	2枚	1枚	1枚
おしりふき	●	●	●	△		
お昼寝用タオル（バスタオル2枚）	●	●	●	●	●	●
汚れもの入れ（スーパーの袋タイプ）	3枚	3枚	3枚	2枚	2枚	2枚
保護者に関するもの	お迎えに来られる方の身分証明書、利用者カード					

※ △はお子さまの状況に応じて必要な場合はご準備ください。

（注）食事（ミルク含む）について

◎昼食時間は基本的に12時から13時となっています。

◎調理はお受けしていません。すぐに食べられる状態のものを容器に詰めてご用意ください。電子レンジによる加熱の対応は行います。（電子レンジ使用できる容器）

◎食事は冷蔵庫で保管をいたします。

◎初めて口にする食べ物のご持参はお控えください。必ずご家庭で食べたことのあるもので、アレルギー反応を起こさないことを確認の上、お持ちください。

◎お預かりした飲食物について、保管場所や温度管理には十分配慮致しますが、万が一お子さまの体調不良が生じた場合、当施設では一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

◎ミルク対応のお子さまは、哺乳ビンと粉ミルク（1回分ずつ）を必要な回数分をご用意ください。使用した哺乳ビンは水洗いのみでご返却いたします。

◎おやつは食べきれる量をジッパー付き袋（例、ジップロックなど）などに入れてご用意ください。

## ● お迎え

◎プラザ受付でお子さまのお名前をお申し出ください。原則お預かり時と同じ方をお願いしておりますが、お迎えする方の変更がある場合には、当日の受付時にお申し出ください。

◎お迎え時に身分証明書（自動車運転免許証、健康保険証など）をご提示いただきます。

※事前登録していない方がお迎えに来た場合は、原則としてお子さまのお引渡しはできません。

◎一時預かり室の利用時間である 18 時を超えての利用はできません。

◎「事前に連絡がなくお迎えに遅れた場合」は、他の利用者にご迷惑をおかけします。

また、「事前連絡の有無にかかわらず 18 時を過ぎてもお迎えがない場合」は、施設の運営管理に支障をきたします。そのため、次回以降ご利用をお断りすることがあります。

## ● 駐輪場・駐車場利用にあたっての順守事項

◎南市民センターの駐輪場（無料）、駐車場（有料）をご利用できます。

※駐車場は有料ですが、施設利用者の利用料金は減免の対象となります。

南市民センターの事務室で減免手続きを行ってください。出庫後の払い戻しはできませんのでご注意ください。

## ● 病児・病後児について

◎お預かり当日受付時にお子さまの体調を確認いただく際に、

病気・発熱（37.5℃以上）などで体調のすぐれないお子さまのお預かりはできません。

◎病中、病後完全に完治していないお子さまのお預かりはできません。

◎下記の伝染病疾患の疑いがある場合はお預かりできません。

\*細菌性赤痢      \*インフルエンザ      \*百日咳      \*麻疹（はしか）      \*結核  
\*風疹（三日ばしか）      \*日本脳炎      \*ヘルパンギーナ      \*水痘（水ぼうそう）  
\*溶連菌感染症      \*マイコプラズマ肺炎      \*流行性角結膜炎（はやり目）  
\*急性出血性結膜炎      \*ウイルス性肝炎（A型肝炎）  
\*流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）      \*腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）  
\*感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）\*咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）  
\*RSウイルス感染症      \*突発性発疹      \*伝染性紅班（りんご病）  
\*伝染性膿痂症（とびひ）      \*手足口病  
\*新型コロナウイルス感染症（COVID-19）  
※上記に限らず、医師より感染症と診断を受けた場合もお預かりできません。

◎お子さまの状態の急変により預かることが困難と判断した際や病気、熱が38℃を超えた場合は、保護者に直ちに連絡しお迎えに来ていただきます。また、38℃以下の場合でも顔色、状態が悪い場合は連絡いたしますので、予めご了承ください。

## ● 体調のすぐれないお子さま

◎状況に応じて然るべき医療機関に連絡し、医師の指示により医療機関までお子さまをお連れする場合があります。ただし、その症状に関する一切の責任は負いかねますので、予めご了承ください。

◎薬の服用が必要な方は、利用時間以外で服用されるようにご協力をお願いします。

● 個人情報の取り扱いについて

- ◎利用者の個人情報は、利用目的以外の用途では使用しません。
- ◎福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例および当法人の諸規則に則って、漏洩、滅失、毀損の防止のために最大限の注意を払い、適正な管理に努めます。

● 保険などについて

南区おおはし子どもプラザ・一時預かり室では、館内の施設、設備、用具の不備または職員の業務活動中の過失によって発生した偶発的な事故に起因して利用者の生命や体を害する、財物を滅失、破損した場合に対する賠償責任保険に加入しています。

● 利用者半額の適用の確認は以下の証明書などをもって行います。

対象者	証明書の種類（いずれか1つ）
1.生活保護世帯	ア. 緊急受診証（福祉事務所発行） イ. 保護受給証明書（福祉事務所発行で世帯員が記載されているもの） ウ. 認可保育所（園）などを利用する子どもがいる世帯の場合は、 「利用者負担額・保育料決定通知書兼 給食費（副食費）徴収に関する通知（保育料階層区分がAのもの）」
2.市町村民税非課税世帯	ア. 国民健康保険標準負担額減額認定証 イ. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ウ. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 エ. 認可保育所（園）などを利用する子どもがいる世帯の場合は、 「利用者負担額・保育料決定通知書兼 給食費（副食費）徴収に関する通知（保育料階層区分がBのもの）」 オ. 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（生計中心者） カ. 上記書類を持っていない場合 非課税証明書（生計中心者）

● 証明書の確認時期について

(1) 生活保護世帯

- ① 毎回利用する時（利用当日の受付時）
- ② 証明書の更新日以降で最初に利用される時

(2) 市町村民税非課税世帯

- ① 初回利用時（利用当日の受付時）
- ② 毎年更新月（7月）以降で最初に利用される時

(注) 利用日当日、提示がない場合は半額料金が適用できません。  
利用日当日に提示ができなかった場合は、次回利用時に、上表の証明書にご利用時の領収書を添付しご提出していただくことで半額を返金いたします。